

生物多様性保全活動促進法に関する説明会・意見交換会の結果概要

■開催状況

地区	開催日	会場	参加者数 (人)	参加委員
那覇	平成 22 年 1 月 26 日	奥武山総合運動公園武道館 2 階 研修室	42	竹田委員
熊本	平成 22 年 1 月 28 日	ホテル熊本テルサ 2 階 中会議室ひばり	32	一ノ瀬委員 開発委員
札幌	平成 22 年 2 月 2 日	かでる 2.7 7 階 720 会議室	46	下村委員 高橋委員
仙台	平成 22 年 2 月 4 日	フォレスト仙台 2 階 第一フォレストホール	56	進士委員 高橋委員
大阪	平成 22 年 2 月 8 日	大阪マーチャンダイズマートビル 会議室 1+2	114	石原委員 森本委員
名古屋	平成 22 年 2 月 9 日	名古屋プライムセントラルタワー 13 階 第 1 会議室	81	一ノ瀬委員 土屋委員
東京	平成 22 年 2 月 14 日	航空会館 7 階 大ホール	152	開発委員 下村委員
高松	平成 22 年 2 月 28 日	サンポートホール高松 ホール棟 6 階 61 会議室	36	竹田委員 浜本委員
岡山	平成 22 年 3 月 1 日	岡山国際交流センター 2 階 国際会議場	49	竹田委員 浜本委員

■参加者内訳

(人)

会場	関係省庁	都道府県	市町村	各種団体等	企業	大学・研究	その他	総計
那覇	8	3	9	9	9	3	1	42
熊本	11	4	11	1	4		1	32
札幌	6	2	10	6	17	4	1	46
仙台	14	7	8	9	14	3	1	56
大阪	9	10	37	20	27	5	6	114
名古屋	17	9	21	14	14	5	1	81
東京	22	9	37	20	57	5	2	152
高松	18	2	5	4	6		1	36
岡山	18	5	11	8	6	1		49
総計	123	51	149	91	154	26	14	608

説明会・意見交換会の結果概要（高松）

日 時：平成 23 年 2 月 28 日（月）14:00～16:00

場 所：サンポートホール高松ホール棟 6 階 61 会議室

参 加 者：36 名（関係省庁 18 名、都道府県 2 名、市町村 5 名、各種団体等 4 名、
企業 6 名、その他 1 名）

参加委員：竹田委員、浜本委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・本法の主体は市町村という認識でよい。また、都道府県の役割を教えてください。
- ・生物多様性保全活動を促進するメリットはなにか。
- ・希少な種の保護・増殖を図るための「飼育」についても、本法の対象となるのか。
- ・国営公園における保全活動もこの法律の対象となるという認識でよい。
- ・シカやイノシシによる農林業被害については、これまで農林部署で対応してきた。この法律でもシカ等の駆除活動を行うことができると思うが、既存事業との関係や担当部署はどのように整理すべきかなどを教えてください。
- ・土地所有者が判明している場所においても、所有者が高齢等の理由で管理ができない場合がある。そのような場合の対策等についても検討してほしい。

■基本方針について

- ・国家戦略には、従来の 3 つの危機のほか、地球温暖化による危機が加えられている。基本方針にも、温暖化との関係について述べておく必要があるのではないか。
- ・科学的な知見に基づく活動を担保するための方法等を示してほしい。
- ・日本では、人間生活との関わりの中で生物多様性が育まれており、燃料革命以前の暮らしは生物多様性保全と一体のものだった。そのような背景等もきちんと説明してほしい。
- ・計画の目標達成状況を評価する方法について教えてください。



説明会・意見交換会の結果概要（岡山）

日 時：平成 23 年 3 月 1 日（火）14:00～16:00

場 所：岡山国際交流センター2階 国際会議場

参 加 者：49 名（関係省庁 18 名、都道府県 5 名、市町村 11 名、各種団体等 8 名、
企業 6 名、大学・研究 1 名、その他 0 名）

参加委員：竹田委員、浜本委員

【主な質問や意見】

■法律について

- ・ 日頃から保全活動に携わっているが、文化財保護法についても特例の必要性を感じる。
- ・ 本法と生物多様性保全地域戦略との関係について教えてほしい。
- ・ 企業も協議会に参加することができるか。
- ・ 種の保存法に関する特例措置について教えてほしい。
- ・ 奥山地域など原始的な自然が残る地域では、人の手を加えない方がよいのではないか。
- ・ 所有者不明地等における生物多様性保全上の支障事例について教えてほしい。
- ・ 協議会には、地域外から専門家等が参画することは可能か。
- ・ 地域連携保全活動支援センターのイメージについて教えてほしい。また、支援センターの整備は努力義務となっているが、地方公共団体による整備の見込みについて教えてほしい。

■基本方針について

- ・ よかれと思って行った活動が、結果的に生物多様性に悪影響を及ぼしてしまうおそれもある。そうならないために、科学的な知見に基づく活動の実施を担保することが重要である。

■その他

- ・ 種の保存法に基づく国内希少種が生息する池等で、捕獲網等を設置してブラックバス等の防除を行う場合、種の保存法に基づく許可申請も必要であり非常に時間がかかる。効果的な運用をお願いしたい。

